第９期

高島市分別収集計画

令和元年６月

目　　次

１．計画策定の意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

２．基本的方向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

３．計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

４．対象品目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

５．各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み　・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（法第８条第２項第１号）

６．容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項　・・・・・・・・・・2
（法第８条第２項第２号）

７．分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の　・・・・3
収集に係る分別の区分
（法第８条第２項第３号）

８．各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び　・・・・4
容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
（法第８条第２項第４号）

９．各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び　・・・・5
容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見
込みの算定方法

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（法第８条第２項第５号）

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（法第８条第２項第６号）

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項　・・・・・・・・・・・・・6

１．計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、新たなごみ処理施設の予定地が決定し、廃棄物の処理について今後も恒常的にごみの減量化と資源化に取り組む必要があると見込まれる状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第８条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化が具体化されるとともに、廃棄物処理施設の延命化と経費削減が図られるものである。

２．基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

○自然・社会環境に配慮した簡素で美しいライフスタイルの実現をすすめる

○市民参加によりごみのないまちの快適環境づくりをすすめる

○市民参加のごみ減量と４Ｒ（リデュース・リユース・リフューズ・リサイクル）運動を進める

３．計画期間

本計画の期間は令和２年４月を始期とする５年間とし、３年目に見直しを行う。

４．対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲用紙パック、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

また、上記以外の容器包装廃棄物で、その他プラスチック製容器包装については、市内で高島地域のみ分別収集していたが、平成２８年４月から全市域で１３箇所の拠点に加え、収集依頼のあった各区・自治会の分別収集を実施している。

５．各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第８条第２項第１号）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	3,261t	3,215t	3,170t	3,125t	3,082t

６．容器包装廃棄物の排出の抑制の促進をするための方策に関する事項（法第８条第２項第２号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民・事業者・行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

分別収集の実施に当たり、ごみの適切な出し方に関する環境学習活動やエコライフの推進など環境問題全体を広報誌などで啓発することにより、市民、事業者などにごみ処理に対する理解を深めていただき、容器包装廃棄物を含むごみの排出の抑制を推進する。

また、高島市エコライフ推進協議会、高島市シルバー人材センターなどにおいて、容器包装廃棄物の排出抑制のための方策を協議するとともに、リサイクル活動を強力に推進する。

（１）環境教育、啓発活動の充実

・ごみの減量化とリサイクル推進のため、高島市エコライフ推進協議会、高島市シルバー人材センター、行政などによるごみの減量化と分別収集の普及啓発活動を積極的に進め、リサイクル推進の必要性などの認識を高める。

・学校、各種団体、地域のごみ処理施設の見学会などの機会を通して、ごみ処理の状況について情報を提供することにより、処理現場、処理過程への理解を深めてもらい、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する環境学習活動に積極的に取り組む。

・広報誌、ポスター、チラシ、ごみカレンダー、ごみ分別表等により分別収集の必要性、リサイクル資源の有効活用などの啓発を行う。

（２）排出抑制と再資源化の推進

・排出抑制に当たって、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担、明確化し、相互に協力・連携を図りながら事業の推進に努める。

・商品の過剰包装を抑制し、簡易包装による買い物を推進する。

・買い物袋持参によるごみの排出抑制を行う。

・再資源化を推進するため、分別収集をはじめリターナブル容器の利用を推進する。

（３）分別収集の推進

・その他プラスチック製容器包装については、市内で高島地域のみ分別収集していたが、平成２８年４月から全市域で１３箇所の拠点および各区・自治会で分別収集を実施しており、各区・自治会に更なる分別収集の推進拡大を図る。

７．分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第８条第２項第３号）

処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する処理施設、分別収集体制や必要な機材、作業員等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		飲食用缶
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	飲食用ビン
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの		古紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって ボトルと表記されているもの		プラスチックボトル

８．各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第８条第２項第４号）

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	50t		50t		49t		48t		48t	
主としてアルミ製の容器	34t		34t		33t		33t		32t	
無色のガラス製容器	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	174t		172t		169t		167t		164t	
	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）
	t	174t	t	172t	t	169t	t	167t	t	164t
茶色のガラス製容器	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	128t		126t		124t		123t		121t	
	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）
	t	128t	t	126t	t	124t	t	123t	t	121t
その他の色のガラス製容器	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	58t		57t		57t		56t		55t	
	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）
	58t	t	57t	t	57t	t	56t	t	55t	t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	0.61t		0.61t		0.61t		0.60t		0.60t	
主として段ボール製の容器	119t		117t		116t		114t		113t	
主としてポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	91t		90t		89t		88t		86t	
	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）
	91t	t	90t	t	89t	t	88t	t	86t	t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	6.21t		6.21t		6.21t		6.21t		6.21t	
	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）	（引渡量）	（独自処理）
	6.21t	t	6.21t	t	6.21t	t	6.21t	t	6.21t	t

※「主として紙製の容器であって上記以外のもの」は古紙として回収しているため、容器のみの量の把握が困難であるため、上記の表から除くものである。

９．各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近年度の実績×人口変動率を基本として算定する。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
47,316人	46,653人	46,000人	45,356人	44,721人
（対前年度比）	（対前年度比）	（対前年度比）	（対前年度比）	（対前年度比）
98.60%	98.60%	98.60%	98.60%	98.60%

１０．分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第８条第２項第５号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、各種団体による集団回収や大型店舗による店頭回収については、引き続き実施していただき、市が行う分別収集業務の代わりにこれらの団体が分別収集を実施するものとする。

分別収集の実施主体

種　　類	分別区分	収集･運搬の段階	選別･保管等の段階
主としてスチール製の容器	飲食用缶	委託業者による定期混合収集運搬	市および委託業者により選別･市の施設で保管
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器	飲食用瓶	委託業者による定期収集運搬	分別用コンテナにより住民搬入時に選別･市の施設で保管
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	飲料用紙パック	集団回収及び拠点回収並びに委託業者による定期収集運搬	各種団体や店舗で選別･保管及び市の施設または委託業者で保管
（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）			
主として段ボール製の容器	段ボール	集団回収及び拠点回収並びに委託業者による定期収集運搬	保管は市または委託業者
主として紙製の容器で上記以外のもの	古紙	集団回収及び拠点回収並びに委託業者による定期収集運搬	保管は市または委託業者
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	集団回収及び拠点回収並びに委託業者による定期収集運搬	回収用ネット袋およびコンテナにより住民搬入時に選別･市の施設で保管
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック製容器包装	委託業者および直営による定期分別収集運搬	回収用ネット袋により住民搬入時に選別･市の施設で保管

１１．分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第８条第２項第６号）

分別収集された容器包装廃棄物は高島市環境センター（リサイクルプラザ）で処理を行う。

種　類	分別区分	収集容器等	収集車	中間処理施設
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲食用缶	コンテナ	共通車両	リサイクルプラザ（選別・圧縮）
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	飲食用瓶	コンテナ	共通車両	リサイクルプラザ（選別）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック	集団回収及び回収箱		リサイクルプラザ・店舗等
主として段ボール製の容器	段ボール	集団回収及び回収箱		リサイクルプラザ
主として紙製の容器であって上記以外のもの	古紙	集団回収及び拠点回収		リサイクルプラザ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル	集団回収、回収用ネット袋及びコンテナ	共通車両	リサイクルプラザ（選別・圧縮）
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック製容器包装	回収用ネット袋及びコンテナ	共通車両	リサイクルプラザ（選別・圧縮）

１２．その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

◎　市民や事業所の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑にかつ効率的に進めていくため、高島市シルバー人材センター、高島市エコライフ推進協議会など各種団体の協力を得て、ごみ排出の抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する環境学習活動に積極的に取り組む。

◎　広報誌、インターネットを通じて環境問題を広くとらまえたごみの排出抑制と分別収集の大切さを積極的に啓発する。